2026 年 3 月

お客さま各位

株式会社　鳥取銀行

NISA ご利用のお客さまへ
NISA 総投資簿価残高のお知らせについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2024 年以降の NISA 制度（新 NISA）では、投資家一人当たりの非課税保有限度額（1,800 万円）が設けられています。

NISA 口座における購入残高の合計（NISA 総投資簿価残高）が 1,800 万円に達した後（最速で 2028 年末）は、2029 年以降に 1,800 万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間 360 万円（つみたて投資枠 120 万円・成長投資枠 240 万円）を上限とする非課税枠として再利用することが可能となります。

このため、税法の定めにより、本年からお客さまへ NISA 総投資簿価残高をお知らせするものです。

【対象のお客さま】

・前年末時点で 2024 年以降に他の金融機関等を含め NISA 口座で購入された投資信託の残高があり、かつ当行に当年分の NISA 枠があるお客さま。
※初回のお知らせは 2025 年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入された残高があり、かつ 2026 年の NISA 枠が当行にあるお客さまが対象となります。

【お知らせの名称】

・特定累積投資勘定基準額等通知書

【お知らせの方法】

・お届けのご住所に郵送いたします。
※初回のお知らせは、2026 年 3 月中旬に発送予定です。

【お客さまへのお願い】

・お届けの氏名・個人番号（マイナンバー）に変更が生じた際は、取引店にてお早めにお手続きをお願いします。複数の金融機関に NISA 残高をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。
・変更手続きが未了の場合、お客さまへ正しい NISA 総投資簿価残高をお知らせできませんので、ご注意ください。

以上

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

鳥取銀行　個人サポートデスク：0857-37-0261
受付時間：平日 9：00　～　17：00